

《 リフォーム支援 》

1. 事業の対象者・対象物件等について

1-1 申請者（施主）と施工者（工務店等）の住宅建築工事の契約はいつでもよいのか？

→ 令和2年9月4日以降の日付で契約済の住宅が対象です。9月4日より前の日付で契約済の場合は対象外となります。

1-2 モデルハウスや社宅等、法人が施主となっている住宅は対象となるか？

→ 対象外です。個人が施主で、施主自らが現在居住する住宅が対象です。

1-3 住宅に居住していることをどのようにして証明・確認するのですか？

→ 通常は必要ありませんが、確認が必要と判断した場合は住民票を提出していただきます。

1-6 店舗兼住宅は対象となるか？

→ 対象外です。

住宅のみが対象となりますので、店舗兼住宅や事務所兼住宅は対象外となります。

1-7 柱プレゼントとリフォーム支援の併用はできるか？ 柱の提供を受け新築した住宅で、外構工事にリフォーム支援を活用できるか？

→ できません。

2. 事業の流れやスケジュールについて

2-1 県木連が発行する交付決定は、申請後何日ぐらいで発行されるのか？

→ 申請書の内容に問題がなければ、申請書を受け取った日付で交付決定を発行します。

ただし、文書が手元の届くまでには事務処理の都合により数日かかります。

2-2 工事はいつ開始できるのですか？

→ 県木連が発行する交付決定の日付以降で工事をしてください。

2-3 報告（工事完了）はいつできるのか？

→ 補助対象となる県産材の施工（取り付け）が終わった時点で報告いただけます。

3. リフォームの内容や木材について

3-1 どのようなリフォームが対象となりますか？

→ どのようなリフォームでも結構ですが、補助対象になるのは使用する県産材の材料費と、その県産材を施工する（取り付ける）のに必要な工事等です。

たとえば、木塀やウッドデッキの基礎（コンクリート）工事は補助対象となりますが、古い施設の撤去費用等は対象外です。

3-2 県産材であれば何でもいいんですか？

→ 県産材ならば、乾燥材でもグリーン材でも集成材でもフローリングでもOKです。どこの製材工場の製品でもOKです。

3-3 「県産材」であることをどうやって確認するのですか？

→ 木材供給者が発行する県産材証明書で確認します。

3-4 自分の山の木材を使いたいのですが、補助は受けられますか？

→ 電話やメールでご相談ください。

3-5 DIYでリフォームしたいのですが、対象となりますか？

→ 施工者の証明書や契約書がない場合は対象外です。

4. 提出書類等について

4-1 提出する契約書は、詳細も必要か？

→ 施主と施工者両名の氏名と住所、契約日が確認できるページがあればOKです。それ以外の部分、約款等は必要ありません。

4-2 図面はどのようなものを提出すればよいか？

→ リフォームする箇所や規模、内容が分かるものを提出ください。